

調 査 の 概 要

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3 調査の期日

令和 2 年 6 月 1 日現在

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する従業者 4 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）である。（平成 20 年調査以前は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施していた。）

5 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用いて、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

利 用 上 の 注 意

1 本報告において、下線の年次の「平成 28 年」、「平成 27 年」の数値は「平成 28 年経済センサスー活動調査」（以下「活動調査」という。）の数値、その他の年次の数値は工業統計調査の数値である。

平成 29 年工業統計調査以降、調査日を 6 月 1 日（従前は 12 月 31 日）に変更した。このため、調査結果のうち、平成 29 年以降の工業統計調査及び活動調査の製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、各調査年の前年 1 年間の数値である。また、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、各調査年の 6 月 1 日現在の数値である。

2 「平成 28 年」、「平成 27 年」の数値は活動調査の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、活動調査について、事業所数及び従業者数は、個人経営調査票による調査分を含む一方、製造品出荷額等及び付加価値額については、これらの調査分を含まない集計結果である。

また、工業統計調査と活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意が必要である。

3 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平

成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

4 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所数

調査年 6 月 1 日現在の数値である。

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者数

調査年 6 月 1 日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含まない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(3) 現金給与総額

調査年の前年 1 年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額（退職金又は解雇予告手当等）との合計である。

(4) 原材料使用額等

調査年の前年 1 年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額である。

(5) 製造品出荷額等

調査年の前年 1 年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計である。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者数 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 工業用水（従業者数 30 人以上の事業所）

1 日当たりの用水量を水源別に記入する。1 日当たりとは、調査年の前年 1 年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものである。1 立方メートル未満は、四捨五入する。

(8) 有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）

調査年の前年 1 年間ににおける数値である。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

(9) 付加価値額（粗付加価値額）

① 従業者30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額＋推計消費税額）
－ 原材料使用額等－減価償却額

② 従業者29人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額
＋推計消費税額）－原材料使用額等

5 調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は、すべての項目で集計に含まない。

6 表章

(1) 統計表中、「△」はマイナスの数値、「0.0」は単位未満、「－」は該当数値なし、「…」は不詳を表す。また、「X」は1または2事業所の数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した個所である。なお、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する個所は、「X」で表した。

(2) 単位未満の数値は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計の数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

(3) 今回調査の集計にあたっては、日本標準産業分類の第13回改訂（平成25年10月30日総務省告示第405号、平成26年4月1日適用）を適用している。

(4) 産業中分類の名称

次の省略表示による

省 略 表 示	産 業 中 分 類	各産業における製造品の例
09 食料品	食料品製造業	バター、味そ、食パン、そう(惣)菜
10 飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業	ジュース、ビール、コーヒー飲料
11 繊維	繊維工業	ふとん綿、ソックス、ネクタイ
12 木材・木製品	木材・木製品製造業	単板、集成材、木箱、おけ
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	たんす、木製いす、金属製いす
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	段ボール、壁紙、障子紙、ノート類
15 印刷	印刷・同関連業	オフセット印刷物、写真製版
16 化学	化学工業	化学肥料、一般インキ、化粧品
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	ガソリン、アスファルト舗装用混合材
18 プラスチック	プラスチック製品製造業	プラスチックタイル
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	乗用車用タイヤ、ゴムホース、ゴム管
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業	婦人用・子供用革靴、服装用革ベルト
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業	強化ガラス、生コンクリート、
22 鉄鋼	鉄鋼業	ブリキ、針金、鉄鋼切断品
23 非鉄金属	非鉄金属製造業	電力ケーブル、光ファイバケーブル
24 金属製品	金属製品製造業	食缶、ほう丁、はさみ、かぎ
25 はん用機械	はん用機械器具製造業	蒸気タービン、エレベータ、冷凍機
26 生産用機械	生産用機械器具製造業	農業用トラクタ、建設用クレーン
27 業務用機械	業務用機械器具製造業	フルカラー複写機、自動販売機
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業	発光ダイオード、トランジスタ
29 電気機械	電気機械器具製造業	分電盤、電子レンジ、換気扇
30 情報通信機械	情報通信機械器具製造業	電話機、デジタルカメラ
31 輸送用機械	輸送用機械器具製造業	普通乗用車、カーエアコン、飛行機
32 その他	その他の製造業	貴金属製装身具、万年筆、ピアノ

7 その他

この報告書の数値は、本市が独自集計した数値であり、総務省、経済産業省及び埼玉県が公表する数値と相違することがある。